

「(仮称)加古川市手話言語及び障害者コミュニケーション促進条例(素案)」に係る
パブリックコメント実施結果一覧

意見等の総数 9人、16件

【内訳】

条例素案に関すること 10件
条例施行後の施策に関すること 6件

【パブリックコメント一覧】

条例素案に関すること

NO	頁	修正有無	ご意見等の内容	市の考え方
第4条(市の責務)				
1	4	無	第6条において事業者が合理的配慮の提供に努めることに対し、市が支援することを第4条に規定すべきである。	第4条は総則規定であり、市の責務の一つである「障害の特性に応じた多様なコミュニケーション手段の普及に関する施策の推進」の中に、事業者が合理的配慮の提供に努めることに対して、市が支援することを含んでいます。具体的には、第11条第2項において、事業者に対する支援について規定していきます。
第6条(事業者の役割)				
2	4	有	「合理的配慮」とは何かを記載すべきである。	いただいたご意見を踏まえ、第2条(定義)の中で以下のように規定します。 (5) 合理的配慮 障害者が日常生活又は社会生活において、障害のない人と同等の権利を行使することを確保するため、必要かつ適切な変更及び調整を行うことをいう。
第7条(施策の基本方針)				
3	4	無	支援者等の確保や養成は当然のことながら、聴覚障がい者に対し必要なときに必要な支援ができる環境の整備だけでなく、コーディネーターの設置等が重要と思われる。	手話通訳者派遣のコーディネートについては、市が設置する手話通訳者の業務として現在も行っているところであり、条例制定後は手話通訳者派遣以外のコーディネート業務も設置手話通訳者が担う予定です。
第10条(障害の特性に応じた多様なコミュニケーション手段への理解の普及)				
4	5	無	手話は、過去に学校において使用を禁じられていた経緯があるため、学校で手話を言語として使用することなどを記載したほうがいいのか。	市内に聴覚特別支援学校はありませんが、現在、聴覚特別支援学校では手話を言語として使用していると聞いております。 本条例においては、市内の学校における手話の使用について第10条において手話を含め障害の特性に応じた多様なコミュニケーション手段を学ぶことができるよう規定しているところです。具体的に記載していませんが、市内の学校においては、福祉学習等で手話を言語として使用するなど児童・生徒が手話に親しめるよう学習機会の確保や支援に努めていきます。
第11条(障害の特性に応じた多様なコミュニケーション手段を利用するにあたっての環境の整備)				
5	5-6	有	事業者が合理的な配慮の提供を行う場合に市が支援を行うとしたならば、どれだけの事業者が積極的に合理的な配慮の提供を行うのか疑問である。市が支援するが先にありきではないか。	いただいたご意見を踏まえ、第11条第2項を以下のように修正します。 第11条 2 市は、事業者が行う障害者への必要な情報の発信及び障害者のコミュニケーション促進のための合理的配慮の提供について、支援を行うものとする。
●継続的に検討できる体制についてのご意見				
6	-	無	条例だけを作るのが目的ではない。常により良いコミュニケーションを行うためには、その後の施策や事業を円滑に進めることが重要であり、継続的に検討できる体制についての記載も必要だと考える。	条例制定後の施策や事業を円滑に進めるために、第7条において障がい者、コミュニケーション支援者その他の関係者の意見を聴くこととしています。 本市においては、障がい者の日常生活及び社会生活における課題を話し合う障害者自立支援協議会や、障害福祉施策の推進のため他の条例で障害者施策推進協議会を設置し、継続的に検討するための体制を整えているところではありますが、障がい者のコミュニケーションに関する関係者の意見を施策に反映するための場の設置について検討いたします。
7	-	無	意見などを出せる場、施策推進委員会を設けてほしい。	
8	-	無	条例施行後に、より良い日常生活や社会生活を営めるように、条例の内容に不便を感じた時のために、意見を出せる場を設けてほしい。	

「(仮称)加古川市手話言語及び障害者コミュニケーション促進条例(素案)」に係る
パブリックコメント実施結果一覧

●条例の構成についてのご意見				
9	—	無	「手話言語条例」だけにしてほしい。	「手話言語及び障害者コミュニケーション促進条例」は、手話を含め障がい者一人ひとりの障害の特性に応じたコミュニケーション手段を普及させ、障がい者のコミュニケーションを促進させることで、障がいがある人となない人が相互理解を深め、すべての市民が共生する社会を実現することを目的としています。したがって、「手話言語」と「障害者コミュニケーション促進」を一つの条例とすることに意義があるものと考えています。
●条例の施行日についてのご意見				
10	—	無	来年の施行は早すぎる。他市の問題点を調査して、改めて話し合うことはできないか。	条例の内容を検討する委員会において、障がい者団体の代表者を含む委員の方々の意見を十分に聴いた上で、平成29年4月1日施行で進めておりますので、ご理解くださいますようお願いいたします。

「(仮称)加古川市手話言語及び障害者コミュニケーション促進条例(素案)」に係る
パブリックコメント実施結果一覧

条例施行後の施策に関すること

NO	頁	修正 有無	ご意見等の内容	市の考え方
11	-	無	<ul style="list-style-type: none"> ・目標をもって、手話通訳者を増やしてほしい。 ・手話通訳者の派遣範囲について、趣味のためや教養を身につけるための講座など目的が明確なものについては、回数の上限を定めるなどして派遣してはどうか。 ・手話ボランティアを育てるため、年に講習を4回実施してほしい。 	<p>いただいたご意見を踏まえ、条例制定後の施策や具体的な事業を検討してまいります。</p>
12	-	無	<p>手話やコミュニケーションボードなどの手段を用いて、本人の意思を聞き取ることが目的とした条例であってほしい。この条例に違反したり話を聞いてくれなかった事業所等があったときに、どこかに連絡すれば事実を調査し、問題があれば指導してくれる「手話言語110当番」的なものを作っていたければ実行力が出てくるのでは。</p>	<p>障がい者本人の意思を聞き取ることコミュニケーションであり、それも含んだコミュニケーション促進の条例です。 また、この条例は罰則規定を設けるものではなく、万一、合理的配慮の不提供等による障がい者への差別があった場合には、障がい者支援課が窓口になって相談を受ける体制をとっております。</p>
13	-	無	<ul style="list-style-type: none"> ・広報にはFAX番号も記載してほしい。 ・市主催の講演会等に手話通訳者等が配置されているが、「配置されていること」をしっかりと明示してほしい。 ・ろう者からの手話通訳者派遣依頼について、現状の平日のみではなく、土曜日でも対応できるように、手話通訳者がシフトを組んで対応できる体制を構築してほしい。 	<p>いただいたご意見を踏まえ、条例制定後の施策や具体的な事業を検討してまいります。</p>
14	-	無	<p>小学生の頃から手話を授業に取り入れることで、保護者にも関心を持ってもらえ、生活の中に広がっていくのでは。また、障がい者(弱者)を理解し、コミュニケーションのとり方を身につけることによって、「いじめ」を無くするひとつになるのではないか。</p>	<p>市内の小中学校においては、福祉学習等の中で手話を含め障がい者のコミュニケーション手段を学ぶ機会を確保するよう努めてまいります。</p>
15	-	無	<ul style="list-style-type: none"> ・公共機関、事業当事者、地域への啓発活動、日常簡単に使える手話の普及 ・その時々へのアクセス方法の充実(FAX番号含む。) ・あらゆる場所での字幕表示 ・資格を持って仕事としている人の地位向上を。 ・職種において手話を必要としている事業所側からの学ぶ場作りへの努力 ・学校において手話を学ぶ予算が取れるように。 ・通訳者養成にも予算継続を。 ・旅行中のバス内に字幕表示のお知らせを。 	<p>いただいたご意見を踏まえ、手話を含め障がい者の障害の特性に応じたコミュニケーション手段の普及やコミュニケーション支援者の確保・養成についてや事業者への支援も含め、具体的な事業内容を検討してまいります。</p>
16	-	無	<ul style="list-style-type: none"> ・販売店(スーパー、個人商店等)へのホワイトボードの提供、設置 ・「広報かがわ」に毎月半ページ利用して手話表現方法の記載 ・障がいのある方の困り事やお願い事などを載せることができれば、更に助け合いの輪が大きくなるのではないか。 	<p>いただいたご意見を踏まえ、合理的配慮の提供を行う事業者への支援やコミュニケーション手段の普及について、具体的な事業内容を検討してまいります。</p>